

毎月 第二 日曜 発行

読売新聞とともにお届け！
読売センター長津田の
ミニコミュニティ誌

2016
12月
vol.30

あかね通信



あかねちゃん

発行／読売センター長津田 yfc 長津田支部
発行人／吉江 清光

〒227-0065 青葉区恩田町 1053
TEL.045-983-9805 FAX.045-981-0140

TV「ガイアの夜明け」にも登場した、
長津田総合法務事務所の高橋欣也さん
の**新コラム**がはじまります♡

まあ！
どんなコラムなのかしら…

相続等についての
不安を解消する
コラムなのよ

長津田総合法務事務所ご紹介！ 司法書士法人 長津田総合法務事務所

〈仕事内容〉

家族がニコニコ サクサク進む
「相続対策」「相続手続き」

最後のラブレター
「遺言書」

老後の安心設計
「任意後見」

幸せのプレゼント
「生前贈与」

スマート解決
「離婚問題」

いろいろな
相談ができる
のヨー！

とっても
頼りになるのね！
あたしも相談
しようかしら…

「ご相談にいらっしゃる方が、
どんな些細なことでも気軽に
相談できる事務所」
そんなコンビニのような事務所を
目指して、今日も皆さまのお話を
聞かせて頂きます。
皆さまのご来所、スタッフ一同
お待ちしております。

長津田総合法務事務所の
みなさん



相続対策 遺言作成

の

A B C

その1

子や孫に
感謝される
相続のために

子供達は仲が良いから関係ないと思っていないですか？

人の死をきっかけに、仲の良い家族に亀裂の入ることが多々あります。例えば親の世話をする為に、子供が親と同居をしている場合、その子供は、「私が親の介護をしたのだから、自宅を相続するのは当然」と考えがちですが、親が亡くなった後、他の子供達は、「親と同居をしたのだから、賃料が節約出来たでしょ？だから、あなたが不動産を単独で相続するのは不公平だ」と、考え方が全く異なることが

多いのです。

家族を不幸にしないように相続対策はプロに相談の上、しっかりとすることが重要です。

司法書士法人
長津田総合法務事務所
司法書士 高橋 欣也

横浜市緑区長津田5-1-3
☎0120-52-8349
(9時～20時)

